

奈良県告示第百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成三十年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
米谷 誠也	えだ整骨院 生駒市俵口町四五一―一	平成三十年二月二十一日
江田 佑介	えだ整骨院 生駒市俵口町四五一―一	平成三十年三月三十一日
猪之良 武	高市郡明日香村大字川原六二 ―一	平成三十年五月一日